

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第 卷二十第

行發日一月三年十正大

## 論叢

地方所得稅と他地方交渉問題……………法學博士 神戸 正雄  
唯物史觀公式中の一句に就て……………法學博士 河上 肇  
獨逸流通稅の變革……………法學博士 小川郷太郎

## 時論

取引所改善の要點……………法學博士 戸田 海市  
注意すべき小作人問題……………法學博士 河田 嗣郎

## 說苑

生計費研究法を論ず……………法學博士 森本 厚吉  
所得分配統計……………法學士 汐見 三郎

## 雜錄

ブレーフエーアの統計要覽……………法學博士 財部 靜治  
ビュツヒャー文庫……………法學博士 小川郷太郎  
自由貨幣運動……………法學博士 河田 嗣郎

## 戰時戦後に於ける獨逸税制の變革を論ず (二)

小川郷太郎

第一項 戰時戦後に於ける租税改革の由來

第二項 戰時戦後の税制と各税の概要

前號掲載

第一 消費税の變革

第二 流通税の變革

一、印紙税―二、土地獲得税―三、

旅客貨物運送税―四、取引税―五、

郵便電信税―六、結論

本號所載

余は前號に於て Schanz の Finanzarchiv 第三十四卷乃至第三十六卷を手にすることが出来ないで参考し得ないことを斷つて置いたが、最近ビュッヒャー文庫が到來して、其中に上掲の雜誌があるのを發見した、此論文には之を參考することが出來た。

## 流通税の變革

余は前號に於て戰時戦後の税制を論じ、消費税が如何に改革せられたかの概要を述べた、本號に於ては流通税の變革を叙し、其税の中に含まつて居る各税の概要を述べて見やうと思ふ。

獨逸の流通税は大戦前途は印紙税の名の下に包括せられてゐた、其印紙税には骨牌印紙税と手形印紙税と帝國印紙税との三があつた、而して其帝國印紙税なるものは、(1)有價證券發行税 (Emissionssteuer)、會社契約書税、公債社債券税、享樂證書及類似的の有價證券税、(2)配當證券札并に利札の交附税 (Talonssteuer)、(3)取引所取引税 (取極書税 Schlussnotensteuer)、(4)富籤券税、(5)荷物證券税、(6)乗車券税、(7)自動車税、(8)重役報酬税、(9)小切手税、(10)不動産移轉税、(11)保險證券税より成り立つてゐた。處が戦時中に於て小切手税は廢せられ(一九一六年十二月三十一日)、乗車券税は印紙税より取除かれることとなり、之と同時に旅客貨物運送税(一九一七年四月八日の法律)といふ獨立の税が成立した、又戦後に至つても、不動産移轉税が印紙税より取除かれることとなり、之と同時に土地獲得税(一九一九年の法律)といふ獨立の税が成立した。

戦時に於ては又商品取引税(一九一六年六月二十六日の法律に依り)といふものが帝國印紙税中に加へられたが、後に至て印紙税と分離して獨立の取引税(一九一八年七月二十六日の法律)といふものに發達した。

此くして獨逸の印紙税は戦時戦後に至つて自ら分解作用を起すことになつた、其結果流通税は印紙税を以て統一せないで、多くの獨立税を以て組み立つといふ主義をあらはして來た。尙郵便電信税も起された、是れも亦流通税と看做さねばならぬ、それで戦時戦後に至ては獨逸の流通税

は、印紙税、土地獲得税、旅客貨物運送税、取引税、郵便電信税より成り立つてゐることになつた。此中土地獲得税は他の國に於ける登録税に該當するものである、印紙税と土地獲得税は、學者の所謂價格流通税を形くるものである、取引税、旅客貨物運送税等は、學者の所謂財産流通税を形くるものである、以下各税に就て其概要を述べて見やうと思ふ。

### 一、印 紙 税

戦前に於て印紙税と名けられたものが三つあつたことは前に述べた通りであるが、此中の骨牌印紙税は戦時に至て消費税と看做さるゝことゝなつた、そこで印紙税として残る所は手形印紙税と帝國印紙税との二となつた、此二者は理論上より分れてゐるのでなく、沿革上より分れてゐるに過ぎない、今兩者に就て戦時中の改正を調べて見やう。

帝國印紙税の改正中廢せられたもの、他の獨立税となつて移り變つたものは、既に述べたれば之を再び贅せないとして、茲には新に加はつたもの并に税率の變更に就て述べることゝする。

新に加はつて來たものは、第一には商品取引税であつたが、そは後に再び取り除かれることになつた、第二には貨幣取引税であつた、一九一八年七月二十六日の法律に依て成り立つた(税表第十號)。

税率に就ては、一九一六年六月二十六日の法律に依て荷物證券税 (Frachtkundenstempel 税表

第六號)が改正せられ、次に一九一七年三月三十日の法律に依て不動産移轉税は一九二〇年三月三十一日迄十割の附加税を繼續することとなり、一九一八年七月二十六日の法律に依り會社契約書税、公債社債券税、享樂證書税、配當證券札并に利札税、取極書税(税表第一號より第四號に至るもの)及び會社重役報酬税(税表第九號)が改正せらるゝこととなつた。

今税率の改正せられたる部分のみに就て之を検し、一九一三年の税率と比較對照し、戦時中に於て如何に税率が重くなつたかを明にして見たい。尙新に加はりたる貨幣取引税の税率をも附記して置く。

一九一三年の帝國印紙税法の税率は前々號に於て大體を記して置いたが、茲には比較の爲めに更に詳なるものを掲げて置く、

税表番號	課税物件	税率	
		現行法 (一九一八年改正)	舊法 (一九一三年)
一	(A) 會社契約書	百分五	百分四・五
	(a) 内外國に於ける株式會社、株式合資會社の設立及増資	百分三	百分三
	帝國銀行及獨逸植民會社の増資	百分三	百分三
	資本五萬麻以下なれば	百分五	百分三
	(b) 有限責任會社の設立及増資	百分七	百分五
	資本五萬麻以上なれば	百分七	百分五
	土地の獲得若くは利用の會社なれば	百分七	百分五
	(c) (1) 合名會社、合資會社、營業の目的を有する民法上の會社の設立	百分四	百分一
	(1) 産業組合の設立(登録せるもの、而して其營業が組合員外にも亘るもの)	百分一	百分三
	(最小限) 〇麻	百分一	百分三

(2) 他の産業組合(營業が組合員の間に止るもの)及營業の目的を有せざる民法上の會社の設立	五 麻	五 麻	
(3) 過渡的目的を有する民法上の會社の設立	十 麻	十 麻	
(a)より(c)に至る税は公共團體より補給利子を受くる鐵道會社及公益の目的を有する會社及組合には之を課せぬ			
(d) 前掲(a)(b)會社に對する金銭外の出資	$\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4}$	
(I) 内地にある土地及び土地の上に在する物權を以てする出資	$\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4}$	
(2) 特許權、商標權、其他の工業所有權及著作權	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	
(3) 及(4) 土地に關する處分權又は讓渡權			
(6) 其他の債權を以てする出資	萬分五	萬分五	
相續者のみに依て組織せられたる有限責任會社に於ける遺産には之を免す			
(e) 會社財產に對する社員の權利の讓渡			
(1) 有限責任會社の社員に對する社員若くは相續人の權利を、會社若くは其他の社員又は第三者に引渡すこと	千分五 (最小限一〇麻)	千分二	千分二
(ロ) 合名合資民法上の會社(營業の目的を有するもの) 産業組合(組合員外に亘り營業するもの) 會社財產に對する權利の讓渡	萬分五 (最小限三麻)	萬分五	
(2) 會社より社員又は其相續人の特殊財産として物件及權利の讓渡			
地の上に存する			
物權の讓渡。	$\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4}$	
動産の讓渡。	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	
債權の讓渡。	萬分五	萬分五	
(f) 會社社員の出資たる土地又は權利が、其社員若くは其相續人に復する時之を免す 定款の作成			

(1) 鑛山同業組合の定款

財産の小なる場合其他の理由に依り軽減

(2) (c)に掲げたる會社組合以外の團體の定款作成

疾病金庫職業組合、救護組合にして法律上加入強制あるもの

(B) 鑛山持分券 (Mine)

持分に對する拂込 (其拂込が經營の損失を補填するが爲めに用ひられざる限り)

(C) 外國株券及假株券、その内國に於て交附處分賃入せらるゝときは無記名式公債社債券

(a) 内國の地方團體、地方團體組合、地方團體の信用機關、不動産銀行、鐵道會社が國家の承認を経て發行する債券

(b) 其他の内國社債券

(c) 外國の地方團體及其組合并に鐵道會社の債券

(d) 其他の外國債券

享樂證書及之に類似の有價證券

(1) 第一號稅表(A)の(a)及(b)に屬する會社が失はれた株券の補充として發行する場合

(2) 其他の内國證券

(3) 其他の外國證券

配當證券札及利札

(a) 内國法人の配當證券札 有價證券の額面價格に對する

(b) 外國法人の配當證券札 百麻及其端數に對し二麻の階級を附す

(c) 稅表二(a)の種類に屬する内國債券の利札

五〇〇麻 五〇〇麻

一〇〇麻 一〇〇麻

五麻 五麻

無稅 五麻

一通毎に五麻 五麻

百分五 百分三

百分五 百分三

(二十麻毎に一麻) (廿麻毎に六十文)

千分五 千分五

百分三 百分二

百分一 百分一

百分三 百分二

百分一 百分一

百分三 百分二

二〇麻 一麻

百分五 三〇麻

(最小限五〇麻) 四〇麻

五〇麻 一〇麻

百分二 百分一

百分二 百分一

百分二 百分二

三A

三

二

- (d) 稅表二(b)の種類に屬する内國債券の利札
  - (e) 稅表二(c)(d)の種類に屬する外國債券の利札
- 尙場合に於て利札が十年以上に亘るものを含むときは十年を越ゆる年に對しては各年毎に十分一宛稅率を増す
- 帝國及各聯邦の公債の利札并に免稅せらるる株式會社の配當證券及有價證券發行の際に交附せられたる利札及配當證券にして十年以上に亘らないものは之を免する

取引所取極書

(a) 有價證券取引の取極書

- (1) 帝國公債證券戰時より平和條約締結迄發行せる公債の賣買
- (2) 其他の帝國公債證券各聯邦公債證券の賣買
- (3) a 内國の地方債券及び其他社債券(一)(a)稅表の賣買  
b 外國國家團體の公債券及鐵道會社の社債券
- (4) 其他の債券
- (5) 内國及外國の株券并に鑛山持分券

(b) 取引所に於ける商品取引の取極書

有價證券の賣買取引が銀行業を營む者の間に於て若くは取引所仲買人の間に於て行はれたるときは、稅率を輕減する

即ち(1)は萬分一、(2)は萬分二、(3)は萬分三、(4)は萬分四、(5)は萬分五となるのである

帝國并に各聯邦が公債を賣り出すとき及び帝國及聯邦の大藏省證券で滿期迄に三年を餘さないものを取引の目的物としたときは免稅する

取極書稅を拂ふものは仲買人であるが其代價は之を依頼者に求むることが出来る、賣買取引ある場合には取極書を作製し印紙を貼付せればならぬ

荷物證券

(a) 内國海港と外國海港との間若くは内國の河港と外國海港との間に

現行法

(一九一六年改正)

百分一	百分一	百分二	百分二	百分二
百分二	百分二	百分四	百分四	百分四
百分六	百分六	百分八	百分八	百分八
百分十	百分十	百分十二	百分十二	百分十二
百分二十	百分二十	百分三十	百分三十	百分三十
百分二十	百分二十	鑛山持分株 (萬分十)	鑛山持分株 (萬分十)	鑛山持分株 (萬分十)
萬分四	萬分四	萬分四	萬分四	萬分四
		萬分五	萬分五	萬分五
		萬分六	萬分六	萬分六
		萬分七	萬分七	萬分七
		萬分八	萬分八	萬分八
		萬分十	萬分十	萬分十
		萬分十二	萬分十二	萬分十二
		萬分十四	萬分十四	萬分十四
		萬分二十	萬分二十	萬分二十
		萬分三十	萬分三十	萬分三十
		萬分五十	萬分五十	萬分五十
		萬分六十	萬分六十	萬分六十
		萬分七十	萬分七十	萬分七十
		萬分八十	萬分八十	萬分八十
		萬分九十	萬分九十	萬分九十
		萬分百	萬分百	萬分百



於ける海運に關し發行せる船荷證券及運送狀	一通一麻	一通一麻	1
(b) 内國の港と北海バルチック海運河沿岸の諸國の港并に諾威の港との間に於ける海運に關し發行せる船荷證券及び運送狀	一通〇、一麻	一通〇、一麻	1
(c) 其他の船舶運送に關して發行する船荷證券、運送狀、荷物引換證、倉入證券	一通〇、二麻	一通〇、二麻	1
イ小 舟 の 場 合	一通〇、五麻	一通〇、五麻	1
ロ 百五十噸以上の船の場合	一通〇、五麻	一通〇、五麻	1
(d) 鐵道の荷物證券	一通一麻	一通一麻	1
1、個數品、并に特別急行貨物に對するもの	一通〇、一五麻	一通〇、一五麻	1
2、急行個數品に對するもの	一通〇、三麻	一通〇、三〇	〇、三〇
3、貨車積載の貨物に對するもの	一通一、五麻	〇二麻	一、三
4、貨車積載の急行貨物に對するもの	一通三麻	〇、五麻	二、五
3、4の場合に積載量が十噸以下なるときは税率を半減する、石炭、褐炭、コークス等の運送にはその一、五麻を二麻に、三麻を四麻とする	一通六麻	六、	六、
(e) 運送業者の鐵道共同積荷の場合に於ける個別的運送狀	一通〇、〇五麻	1	1
會社重役の報酬	現行法		
株式會社、株式合資會社、有限責任會社、鑛山會社、獨逸殖民會社の貸借對照表に重役報酬金として載せられたるもの	(二九一八年改正)		
貨幣取引	百分二十	百分八	百分十二
	(二九一八年制定)		

内地に於て貨幣の賣買貸借を營む者が事業年度内に預金等に於て計算したる利子の申告

- (イ) 五萬麻以下并に初めの五萬麻以上
- (ロ) 次の十五萬麻若くは其端數
- (ハ) 次の三十萬麻若くは其端數
- (ニ) 次の五十萬麻若くは其端數
- (ホ) 次の百萬麻若くは其端數
- (ヘ) 次の二百萬麻若くは其端數
- (ト) 次の三百萬麻若くは其端數
- (チ) 次の千萬麻若くは其端數
- (リ) 次の二千萬麻若くは其端數
- (ヌ) 次の三千萬麻若くは其端數
- (ル) 次の五千萬麻若くは其端數
- (ヲ) 次の五千萬麻以上

千分五	千分五
百分一	百分一
百分一	百分一
百分二	百分二
百分二	百分二
百分三	百分三
百分三	百分三
百分四	百分四
百分四	百分四
百分五	百分五
百分五	百分五
百分六	百分六

●●●●●  
**手形印紙税**も亦一九一八年七月二十七日の法律に依て改められた、其税率は左の如くである。  
 (舊法の税級并に税率を括弧内に示して比較して見やう)

手形額面	税率
二五〇麻以下 (二〇〇麻以下)	〇・一五 (〇・一〇)
二五〇—五〇〇麻 (二〇〇—四〇〇麻)	〇・三〇 (〇・二〇)
五〇〇—七五〇麻 (四〇〇—六〇〇麻)	〇・四五 (〇・三〇)
七五〇—一、〇〇〇麻 (六〇〇—八〇〇麻)	〇・六〇 (〇・四〇)

手形額面	税率
— (八〇〇—一、〇〇〇麻)	— (〇・五〇)

千麻以上は千麻を越ゆる毎に六十文(五十文)を課す、端數は千麻として計算する。

以上述ぶる所に依て之を觀れば、戰時に入りてより印紙税は又非常に税率を高められた、殊に外國債券税、配當證券札及利札の税、取引所取極書税、重役報酬税、鐵道荷物證券税が甚しい。新しく加はり來つた貨幣取引税の如きも相當に重く課せられてゐるのである。

是等の税の中に就て茲に一言せねばならぬは重役報酬税である、此税は元來印紙税といはんよりは特殊の所得税ともいふべきものである、其税率が百分八より百分二十に進めるは、富者階級に重く税するの精神の表はれたものと見ねばならぬ。

又貨幣取引税も注意する價がある、有價證券の取引、土地の賣買取引、商品の取引が税せらるる以上貨幣の取引が税せらるゝは當然のことである、所が其賦課方法は銀行、貯蓄金庫、信用組合等をして一事業年度に於ける預金に依て計算したる利子を申告せしめ之を課税標準として課することゝなつてゐる、政府案には其理由を説明して「貨幣取引税を課せんさせば其貨幣に依る投資の期間を詳にせねばならぬ、それには信用機關の公表する貸借對照表に依て隠すことの出來ない預金を抑へ、之に依て利子を計算するより外に途がない」と云つてゐる。<sup>\*</sup>併し此の如き課税法を採るときは、此税は信用機關の一事業年度の收益より支拂はれることゝなる、若し信用機關が此税を轉嫁するに至れば一種の資本利子税の形を採る、何れにしても收益税の性質を帯びることゝなる、殊に其税率も累進税率となり、最高百分六迄に上つてゐる、故に此税も亦印紙税に隱

れて富者階級に重く税する直接税の變形と見ても可からうと思ふ。

## 二、土地獲得税

土地獲得税 (Grunderwerbsteuer) とは土地の所有權移轉并に無主の土地の獲得に際して課する税である、政府案にては之を土地所有權移轉税 (Grundwechselseuer) と名けて居つたが、議會に於て土地獲得税と改め、それが一九一九年九月十二日の法律の名となつた。こは土地所有權を獲得するに際して徴する税といふ義である。土地所有權の獲得に際し其擔稅力を測定して課する税である以上は、之を流通税といはねばならぬ。

土地の獲得に際して課するといはゞ、財政學理の上から見ると不動産流通税に當る、獨逸に於ては不動産流通税は、從來二重三重に課せられて居つた、即ち帝國税としては、帝國印紙税の中に於て土地所有權移轉印紙税として之を税し、更に取引税 (Umsatzsteuer) 一九一八年七月二十六日法律) の中に於て土地取引に對する税として之に賦課して居つた、それに各聯邦や各地方團體は或は土地増價税の形に於て、或は土地賣買税の形に於て之を税して居つた。此の如く同一の取引、同一の權利移轉といふ事實が、異つたる見地より、異つたる公法人に依て課せらるゝは、明に二重税であつて、公平の觀念に合したるものではない。そこで土地の賣買若くは土地所有權の移轉といふ事實に課する税は、第一には之を統一せねばならぬ、又第二には其課税の限界を定めねばな

らぬ、土地獲得税は此二の目的を達する爲めに立案せられたものである。

不動産流通税を統一する方法として、先づ聯邦及地方團體の土地賣買税を廢し、又帝國印紙税の所有權移轉印紙税を廢することとし(土地獲得税法三七條)、次に土地獲得税に依てあらゆる土地賣買、土地所有權の移轉を税することとした、此統一的不動産流通税が茲に所謂土地獲得税である。併し乍ら一九一八年七月二十六日の一般賣買税及び土地増價税は之が爲めに廢せらるゝに至らなかつた、故に三者鼎立の形をなして居ると謂つて可い。

此税の主體は土地獲得者であること論する迄もないが、讓渡人も亦義務を免れぬとしてある、是れ税の遁脱を防がんとする趣旨に外ならぬ。此税の客體は土地獲得といふ事實である、其課税標準は獲得せられる土地の價格である、土地の價格といふは所謂普通の價格 (Gemeiner Wert) である、但し賣買價格 (Veräußerungswert) が之よりも大なるときは其賣買價格に依る、強制競賣が行はれたる場合には購買者の申出中最高價格に依る。其競賣が債權を實行する爲めに行はるゝときは、債權額に超過する競賣價格に依る、而して是等の價格が百五十麻に達せないときは免税する。此の如く土地獲得税は土地價格に課するもので、土地の差増價格に課するものでない、從て土地獲得税は土地増價税と並び立ちて敢て不公平といふことが出來ぬ。

税率は、土地價格に對し百分の四である(十七條)。土地を獲得したる者が獲得後三年内に、營業

的に土地を分割して再び之を賣却したるときは土地普通價格に對し百分六である(十九條)。土地が財團法人其他之を處分し得ざる者の所有に歸する場合に於ては、二十年毎に普通價格に對し百分二を課する(十七條)。蓋し土地所有權は平均二十年位に一回轉するものと見たのであらう。

一體此稅率は流通稅の稅率としては高過ぎる嫌がないでもない、從て借地人に租稅の轉嫁する虞がある、故に比較的狭き土地を買はんとする小地主は勿論、之を借る小作人に取りては、苛酷となり、狭き土地の上に家を建て若くは其借家を借らんとする下層民に取りては、更に負擔の重きを感じるゝことゝなるべきである、是れ全く反社會的である、そこで議會に於ては、土地價格が、宅地に於て二萬麻を超えず、建物なき土地に於て五千麻を超えざるもので、而も其獲得者若くは其配偶者又は両者の所得が五千麻を超えず、且つ營業的に土地賣買をなさざる場合に於ては、當事者の請求に依て稅率を半減すの議が起り、大藏大臣の反對ありしに拘らず、終に法律となつた(九條)。是れ此稅の社會的條項を認むべき所である。

土地獲得稅法は各聯邦并に地方團體が、同一課稅物件に對し獨立の稅を起すことを禁じてゐるから、一方に於ては、帝國は其收入を各聯邦并に地方團體に配分して遣らねばならぬと同時に、他方に於ては、各聯邦并に地方團體に附加稅を課することを許さねばならぬ。而して其租稅收入の配分に關しては半分は帝國が之を取り、其残りの半分は各聯邦及地方團體に與ふるのである。財

團法人の土地に對する税に就ては帝國は其四分三を取り、殘りを各聯邦及地方團體に與ふ。其中で地方團體に其幾何を與ふるかは各聯邦の定むる所に委されてある(三十二條)。附加税に至ては各聯邦と地方團體とを通じて百分二を超えてはならぬ、而して其中に就き各聯邦は其半分を以て最高限とすることになつてゐる(三十四條)。

以上述ぶる所に依て之を觀れば、帝國税として土地價格の百分の四、各聯邦及地方團體の税として更に百分の二を加ふるが故に税率は百分六となる、之を從來の税率に比すると驚くべき増税と謂はねばならぬ。

### 三、旅客貨物運送税

獨逸帝國にては一九〇六年のスタンゲル財政改革の時に當り乗車券税(一九〇六年六月三日法律)が新に起され、鐵道及汽車の旅客の乗車券に對し課税して居つた、帝國印紙税中の乗車券税は即ちそれであつた。

一九一七年四月八日の法律は此乗車券税を廢し、之に代ふるに旅客貨物運送税を以てした、但し荷物證券印紙税は之を廢止するに至らなかつたのである。

旅客貨物運送税(die Besteuerung des Personen- und Güterverkehrs)の物體は、云ふ迄もなく、軌道、水路、陸路に依る旅客及貨物の運送である、陸路に依る運送は、運送企業者か公けに既定の

運轉表に從て一定の線路間に原動力に依て走る車を發送して旅客及貨物を運搬するものに限るの  
である、詳言すれば、(1)帝國領土内の間及獨逸領内のバルチック、北海等の沿岸諸港(ラインの  
河港をも含む)の間に於て旅客及貨物の運送(2)公海上に於ける旅客の運送(3)内國の諸港と運河、  
北海、バルチック沿岸の外國港との間に於ける貨物の海運が此税の目的物たるものである、但し  
郵便に依る信書及小包の運送及渡船の經營は之を例外とする。

此税を免除せらるゝものは左の如し。

(1)勞働者、學生、軍人の運送、但し割引運賃の乗車券を有するものに限る

(2)貨物運送中(a)獨逸の北海の海港とバルチック海港の間に於て外國の通過運送たるもの(b)發動機なき小舟に依る運送(c)一港内  
及其一部分内の運送(d)漁獲物の水上運送、水利行政上必要なる建築材料其他經營材料の運搬(e)鐵道の石炭輸送(f)運送企業者  
が其運送の目的を遂ぐる爲めに必要なる荷物の運搬

運送税は右に述べたる貨物旅客の運送に對し運賃を標準として之を課す、其水路利用手数料、  
荷物證券印紙税、其他の手数料が運賃の中に合算せらるゝ場合には之を除かねばならぬ。

税率は旅客運送に於ては四等級を分ち、運賃に對し一等に16%、二等には14%、三等には12  
%、四等には10%を課し、急行には附加税として一二等に15%、三等に12%を課す。貨物運送に  
於ては12%を課す。市街鐵道、輕便鐵道、陸路運送は旅客に就て6%、貨物に就て7%とする。

此税は運賃を支拂ふ人の負擔に歸するものであるが、運送業者が取替て之を支拂ふことゝなる



此税を逋脱したるものは税の四倍少くとも二十麻の罰金を徴せられ、其額の明ならざるものには二萬麻乃至五千麻の罰金を課することにしてある。

此税は帝國の税とせられたる以上聯邦諸國は之を税することが出来ぬ、只其領土内の運送に對し百分の二の收入を帝國より受くるのみである。

#### 四、取引税

取引税 (Umsatzsteuer) とは賣買取引に際して課する税であるが、獨逸に於ては一九一六年六月二十六日の法律に依り、商品取引印紙税 (Warenumsatzstempel) として起された、即ち印紙税の一種として帝國印紙税中に組み入れられたのである。此税は内地に住する者の商業經營に依て引渡したるあらゆる商品に對し賣價の千分一を税するものであつた、但し債權、有價證券、貨幣、貨幣代用品、不動産の賣買は之を除くこととしてあつた。

由來、此商品取引印紙税は受取書稅案の身代りとして成り立つたものである、受取書稅は一八八一年、一八九三年、一九〇六年之を起さんとせしも皆議會の容るゝ所とならずして止んだのであつたが、一九一六年の戰時稅法案に於て政府は小切手稅廢止の代りに受取書印紙税を起さうとした。議會に於ては商品取引印紙税を起すに如かずと論ずるものがあつた。

政府も之に賛成し終に商品取引印紙税なるものが成立するに至つた。<sup>\*</sup>故に商品取引印紙税の由

來よりいへば、當然印紙税の中に組み入れらるべきである、從て流通税の一種と看做されねばならぬ。

一九一八年七月二十六日の法律は、商品取引印紙税を印紙税より離して獨立の税として之を取引税 (Umsatzsteuer) と名けた。取引税法に依れば、此税は内地に於て報償を得て供給をなし又は營利を業とする人の間に給付がある場合に、其供給并に給付に課するのである、從て其課税物件となるものは、獨立の營業者が、其營業範圍内に於て内地で果たすべきあらゆる有價的供給其他の給付である、それが原始産業に屬すると商工業に屬することを問はず、又それが自由契約の結果たる法律や行政行爲の結果であるとを問はないのである。只強制競賣、土地の競賣、共同相續者の競賣は之を除く。又是等の營業者が其商品を自ら使用し消費するも此税を免るゝことが出來ぬ。

此の如く取引税はあらゆる商品の賣買に課税するものなるが、素より多少の例外あるを免れぬ其例外として税せられないものは左の如し。

- (1) 外國よりの輸入及輸入品の第一次の卸賣(奢侈品は例外)
  - (2) 與信行爲、金錢債權(小切手、手形等)、有價證券、會社持分券、貨幣及其代用品の取引
  - (3) 貴金屬及貴金屬合金の取引(小取引を除く)
  - (4) 不動産の賃貸借
  - (5) 運送(一九一七年二月八日の貨客運送税法に於ける運送の意義に於て)
  - (6) 官鐵會社重役の報酬、
  - (7) 保險等にして印紙税を支拂ふものは税を課せぬ、
- 又同一物若くは同種の貨物に對して多くの賣買取引が結ばるゝに拘らず、占有の移轉が一回に止まる場合は、占有の移轉の生じた取引のみ税せられ他は免税せられるのである、尙戰爭が繼續する限り金買上所へ渡すべき金其他の高價品、公共團體及公益の爲に設けら

れたる食料品供給會社の提供する食糧品に對しては税を課せない。

右は課稅物件に關する免稅であるが、人に關しても亦多少の免稅がある、即ち左の如し。

營業者が商品を買入する場合に於ては其得べき代金が三千麻に達しないとき、及び營業者が其商品を自己の爲に使用費消する場合に於ては其普通の價額が二千麻に達しないとき、其税を免する。又帝國、各聯邦、公共團體の營む運送殊に郵便電信電話の交通に就ても之を免する。

稅率は代金若くは報償金に對して千分の五であるが、奢侈品の小賣代金に對しては一割を課す。而して其奢侈品と看做さるべき物は左の如きものであつた。

貴金屬、眞珠、寶石、半寶石、及び是等の品に加工し若くは是等の品を結合したる物、百麻以上の懐中時計、二百麻以上の繪畫、其他類似品、各種の骨董品、磁器品、手持寫眞機及其附屬品、洋琴、小風琴、聲音機、携帶短銃及其彈藥、水陸運送具にして發動機に依て動くもの若くは享樂用、スポーツ用に供せらるゝもの、絨氈(一平方米突三十麻以上のもの)、各種の革製の品物等である。

是等奢侈品に對する税は所謂奢侈税となるのである。

此税の主體は供給をなし若くは給付をなす人であつて、其供給若くは給付の表を稅務署に届出でねばならぬ。奢侈品の小賣高は貯藏品帳簿と稅簿とを分て記入せねばならぬ。税は曆年一ヶ年間に得たる報償の全額に對する稅額を計算して之を納むるのである。

此税の收入の中より聯合國は徵稅費として其一割を取り、地方團體は更に聯邦の得たる額に對して一割を取る。税の逋脱に對しては逋脱額の二十倍、若くは百麻乃至十萬麻の罰金を課すること

と、してある。

取引税は印紙税より獨立しても尙本質上流通税たるべきものである。販賣者に對して税するは販賣に依て所得を得るであらうと推定せらるゝからである。然るに此税中の奢侈品取引税に至ては、販賣者を税するといはんよりは奢侈品購買者を税するものと謂はねばならぬ。然らざれば普通商品の税より二十倍の高き税率を課する理由がないからである。換言すれば奢侈品取引税は奢侈品に外ならぬ。是が故に余は一九一八年の取引税を以て流通税を中軸とし之に奢侈品を結び付けたるものと評したいと思ふ。

一九一八年の取引税は一九二三年十二月三十一日を以て廢せらるゝことゝなつて居つたが、戦後の法律は之を恒久税とし更に修正を加ふるに至つた。

戦後に於ける取引税(一九一九年十二月二十四日の法律)は普通の場合に於ける課税物件及免税に關して大體一九一八年の法律を繼承して居るが税率に至つて大に之を高め、千分の十五とした(十三條正しく三倍の増税である。奢侈品に關しては小賣商のみならず、生産者にも高率の税を課し、特殊の給付に就ても亦特別高き税率を課することゝした。詳言すれば奢侈品に對する税率は小賣商の場合にも生産者の場合にも百分の十五としたこれも五割の増税である。更に特殊の給付に對して百分の十を課することゝした。是に於て税率の點より見て取引税は三に分れることにな

る、第一は普通の取引税、第二は奢侈税、第三は特殊給付税である、奢侈税の税率が一分五厘で特殊給付税の税率が一分と聞けば随分苛酷である様にも見ゆる、其内容を調べて判断を下さねばならぬ。

奢侈品税は小賣商に對する奢侈品税と生産者に對する奢侈品税との二に分ける、

(1) 小賣商に對する奢侈品税は大體一九一八年の法律に倣ふ、其租税物體は左の如し。

貴金屬、金銀細工物、寶石并に其加工品、合成品、繪畫、彫刻物、骨董品等は一九一八年の法律で税せられたものと殆ど同じであるが、更に造花、其他植物を以て造りたる飾物(三十麻以上)、騎馬、馬車用の馬、使用せる鳥獸等を加へて居る(三十一條)。

(2) 生産者に對する奢侈品税は更に二種に分ち、第一種は原料若くは加工の方法を見て高率を課するものであり、第二種は使用の目的を見て高率を課するものである。法律は是等の奢侈品に就て詳細に列挙してゐるが、大體よりいへば、戦後の法律に依て奢侈品の範圍は非常に廣められたといふことが出来る、而して如何なる範圍に擴張せられたかを知らんとせば、奢侈品の種目を明にせねばならぬ、そこで繁を厭はずしく兩種の課税物件を調べて見やうと思ふ。

(a) 第一種の奢侈品即ち原料若くは加工の方法に依り奢侈品と認むべきものは左の如し。

(1) 貴金屬の鑲物并に美術的鐵物、(8) 陶器、(9) 硝子器(A四面硝子にして彫刻し蝕鏤を施し意匠ある着色なし繪を畫き、金銀を

着せるもの、B 鏡即ち窓や戸に拵めたる硝子、繪を畫き金銀メッキなし着色模様を施せる鏡、家具其他室内裝飾用の板鏡、C 光學用硝子製品 (10) 磁器實製品にして金銀青銅メッキしたるもの若くは着色模様を施せるもの、(11) 角製室内設備品、(12) 革製品、書物の革製表裝、革靴、履(ある種に限る)、革製手袋、革製室内設備品、其他の革製品(一定の例外がある)、(13) 木製品(既具其他を除く)(a) 一定の木材より製せられる品、(b) 木材の彫刻、轉輾細工物、(c) 磁器、(14) 編籠物、(15) 錦襦、天鵝絨織、ゴベラン原料、レース、刺繍等と合して製せる品物、

(b) 第二種即ち使用の目的を見て高率を課する物は左の如し(第一種に屬せざるものに限る)

- (1) 貴金屬の加工品綜合品(小賣商に對する奢侈税の物體以外のもの、銀蓋懐中時計は例外) (2) 貴金屬的細工物(白金、金銀を着せたる物) (3) 半寶石、(4) 半寶石の模造品、(5) 琥珀、黒玉、珊瑚、象牙、海泡、眞珠母、蟹甲等の細工物、(6) 銅、錫、ニッケル細工物、是等金屬の合金で成る細工物、并に是等金屬若くは合金を着せたる物(例外此種類の懐中時計、既具及眞鍮の眼醒まし時計) (7) 美術、(1) 總ての種類の裝飾品(貴金屬若くは寶石より成る細工物は小賣者に對する奢侈品に屬するが故に茲に屬せず) (2) 彫刻物并に室内裝飾品(彫塑、肖像畫を含む)、人物寫眞は此限にわらず、(3) 特殊の紙に印刷したる物にして出版数の少きもの及其他の紙製品、(4) 手持寫眞機及其附屬品、(5) 携帯短銃、其成分、其附屬品及其彈藥、(6) 洋琴、小風琴、蓄音機、(7) 玉突及其附屬品、(8) 水陸運動具にして發動機に依て動くもの若くは其性質上享樂用スポーツ用に供せらるるもの及其附屬品、(9) 小兒車にして金銀眞鍮若くはニッケルを着せたる鐵の部分有し若くは白色の漆を塗れるもの、(10) 革製品の生産に用ゆべき毛皮(一定の毛皮を除く) (11) 扇、(12) 羽毛製の婦人頭巻、(13) 諸種の羽毛、(14) 護謄にて製したる婦人用油引帽子、風呂槽、撥土器(フロオトシ)、旅行具、海綿入れ、煙草入れ、外套、(15) 香水若くは化粧品、(16) 秘藥、(17) 諸種の珍貴の木材を以て製せる、散策杖、編籠傘、馬鞭(例外あり) (18) あらゆる種類の材料より製造したる人形、人形匣、獸、但し六十五センチメートル以上のものに限る、(19) 置時計、掛け時計、立ち時計にして石製、人造石製であるか又は石若くは人造石若くは陶器製を組入れて製せるか又は貴金屬と陶器とを混用して製せるもの、(20) 點燈用及其附屬品(個數及び製品の原料に付き一定の條件を具へたるもの) (21) 劇場上等平土間、(22)

錦襦、天鷲絨、粗天鷲絨、絹、毛等より製せる數物、掛物<sup>(23)</sup>、壁の被摺<sup>(a)</sup>、磁器製<sup>(b)</sup>、紙製（金銀青銅のメッキしたもの）の若くは印刷したもの、若くは錦襦、コペラン、絹、天鷲絨等を模したものと并に美術的壁布（c）其他の材料より成れるもの（粘土製、石製、又は軟木製にして板張となつておないものは之を除く）<sup>(24)</sup>、行李旅裝（蘆製又は植物纖維素に印刷したるものより製し、六十五センチメートル以上の長さな有するもの）及トランク、<sup>(25)</sup>洗濯の出来る着物其他類似品（其は一は下着、夜具、卓布拭布其他家專用布にして絹、半絹、麻で製したるもの、他の原料で製したるものなれば笹縁や刺繡や若くは一定の飾を加へたもの及麩衣、其二はコルセットにして錦襦、天鷲絨、絹、麻で製したるもの、他の原料で製したるものなれば笹縁や刺繡や若くは一定の飾を加へたもの<sup>(26)</sup>）上衣（錦襦、絹天鷲絨、絹の粗若若くは毛の粗絨、純絹より製したるもの、他の原料より製したるものなれば金屬纖維を組み合わせるか若くは笹縁や刺繡や其他の一定の飾を附けたものと并に絹の裏付をした男子用上衣）<sup>(27)</sup>其他の衣類、<sup>(a)</sup>細細工及織物の絹で製したるもの、他の原料で製したるものなれば金屬纖維を組み入れるか若くは笹縁や刺繡や其他一定の飾を附けたもの<sup>(b)</sup>覆面、脚袴、頭被、捲付布、肩掛、前掛、彌頭傘其他日覆で錦襦、絹天鷲絨、絹の粗絨、毛の粗絨、純絹等で製したるもの、他の原料より製したるものなれば笹縁や刺繡や其他一定の飾を附けたもの、<sup>(c)</sup>臥床の上被、帳幕、窓掛にして、錦襦、天鷲絨、粗天鷲絨、絹等で製したるもの、其他の原料で織つた物は定められた條件に適へるもの、<sup>(29)</sup>其他の蓋ひ物及枕にして錦襦、天鷲絨、粗天鷲絨、絹、半絹、麻等で製したるもの、其他の原料で製したるものなれば金屬纖維、匾條、笹縁、刺繡其他の飾を加へたるもの（粗天鷲絨製旅行用粗縫并に毛、綿、海草で製したる旅行用粗縫並に蒲團さは之を除く）<sup>(30)</sup>衣類の飾となる品、<sup>(a)</sup>縁のある總ての種類の紐、<sup>(b)</sup>縁のある刺繡やレースで一定の長さ幅を有するもの、<sup>(c)</sup>總ての絹製編物で一定の長さ幅を有するもの并に金屬纖維を編み入れたもの、<sup>(d)</sup>前掲の物で錦襦、天鷲絨、粗天鷲絨、絹、金屬纖維、玻璃珠を加へて手工で製したもの<sup>(31)</sup>帽子、頭巾にして錦襦、絹、絹天鷲絨で製したもの、其他の原料より製すますれば發條、笹縁、刺繡付きのもの、又は一定の羽毛を加へたるもの、并にマニラ帽、バナマ帽、盤谷帽、フロレンス帽、<sup>(32)</sup>テヨコレート、及巴且杏、其他の果實や、汗液や、甘露酒を入れて製したる菓子、

是等の課税物件を點檢すると奢侈品といふよりも必需品に近いものもないではない、併し乍ら之とても普通の必需品と同一視してはならぬ、普通の必需品と同一視すべからざるものたる以上は、中以上の階級の消費するものとせねばならぬ、従て奢侈品は非常に廣いものとなり、奢侈品税は非常に多くの収入を齎らすことにならう、從來奢侈税は収入比較的少きが故に財政家に喜ばれなかつたが、獨逸の此税は全く政治家の歡迎する所となるに相違ない。

奢侈品税は奢侈品を生産する者や販賣する者を税せんとするのでなく、其奢侈品に依て樂を享くる者を税せんとするのである、故に買主が享樂の爲めに買ったのではないとせば斯る高率を以て税すべきでない、そこで法律は生産者に課したる品物に就ては、其買主の證明に依て其代價の一割を戻し、小賣商に課したる品物に於ては、其買主の證明に依て税率百分の十五と千分の十五の差額を拂ひ戻すと定めてゐる(二〇條二四條)。

此の如く奢侈税は段々税率を高くするに依て消費に課するの趣旨を表はし來り、流通税といはんよりは消費税の性質を帯びて來た、併し普通の消費税は主として貧民に課することになるが、奢侈税は比較的富める階級を税せんとするのである、殊に高度の奢侈品に税するものに於てさうである、是れ亦獨逸税制改革の精神の存する所といはねばならぬ。

●●●●●●●●●●  
特殊の給付税は左の給付に税する(二十五條)ものである。



- (1) 廣告を引受くること、但し公の選舉に關するものは此限りでない
- (2) 宿屋、下宿屋、又は普通の民家で他人に寢室貸間を供し、一日若くは一夜五麻以上の報酬を得ること
- (3) 貨幣、有價證券、有價物、貴金屬金銀細工物寶石并に其加工品合成品、繪畫彫刻物骨董品、革製品、革製の着用品の寄託
- (4) 乘る爲めに動物を賃貸すること

是等の給付の性質に從て租税は廣告税、宿泊税、寄託税、動物賃貸税といふことが出來やう、而して是等の給付に對しては、割の税が課せらるのである、然るに廣告が新聞や雑誌に載せらるるときは之を輕減して左の如き率とする。

廣告引受料の額		稅率	廣告引受料の額		稅率
初めの	100,000麻以上	2. %	次ぎの	100,000麻以上	6. %
次ぎの	100,000麻以上	3. %	次ぎの	100,000麻以上	7. %
次ぎの	100,000麻以上	4. %	次ぎの	100,000麻以上	8. %
次ぎの	100,000麻以上	5. %	次ぎの	100,000麻以上	9. %

廣告が新聞や雑誌に載せられない限り稅率は百分の五に輕減せられる。

是等の特殊給付税は奢侈税に近い所もある、特に廣告や乘る爲めに動物を賃貸するものに課する税の如きそれである、何れにせよ擔稅力を表現してゐるのであるから、之に相當の税を課するは不當であると謂ふことが出來ぬ。茲にも亦富者重課の精神を窺ふことが出來る。

## 五、郵便電信非常税と料金の引上

郵便電信非常税は郵便電信の料金に附加して徴收する非常税である。一九一六年六月二十一日の法律を以て初まる。

郵便電信に對する税である以上は、一の流通税と看做さねばならぬ。併し郵便電信の料金を高めても同一の結果を得るのである。處が郵便電信の料金といへば、事の性質上之を手數料と看做すべきである。只其料金が國家の行爲に對する反對給付たる限度を越ゆるときは、其超過部分は手數料でなくして流通税であるといふことが出来る。是が故に手數料と流通税との限界は理論上之を立てることが出来ても實際上之を立てることは六ヶ敷い。そこで余は茲に郵便電信非常税と郵便電信料金の引上とを互に關聯するものとして觀察しやうと思ふ。

獨逸帝國に於ては郵便電信は、戰前に於て相當の収益を擧げて居つたのであるが、大戰に入つてより年々歳々不足を生ずるに至つた、是に於て政府は郵便電信の料金に附加して臨時税を徵するの方針を採る様になつた、郵便電信税といふものゝ、結果に於ては郵便電信の料金引上と同じことになるのである。

此法案が初て議會に提出せられたときは相當の反對もあつた、殊に社會黨の方面より激しく駁撃せられた、其理由とする所は交通の制限が不可であるといふのである。政府當局者も交通の制限は之を認め郵便電信は百分の五位減退するであらうと豫想してゐた、併し帝國の財政難は郵便

電信税をも課せず居られなかつたのである。從來郵便に投じたる資本は十三億五千五百萬麻に上て居るが、此税を課するに於て初て此投資に對し一割一分の利益を得ることが出来る、政府は聲明した。<sup>\*</sup>議會は政府の財政の窮狀を認め政府案に多少の修正を加て通過した。此くして一九一六年六月二十一日の法律が出て來た。

其時戦争が進むに従て、獨逸帝國の財政は愈々困難となるのみならず物價も騰貴し來りたれば、郵便電信料に一九一六年の郵便電信税を加ふるも、尙以て郵便電信の經費を支辨するに足らぬやうになつて來た。そこで其後二年を隔て、再び郵便電信税の引上を計畫するに至つた、社會黨は又之に大に反對した。其説に曰く、此の如く郵便電信料を引上げて已まなければ、終に禁止税となるであらう、文化に逆行するものであるといふのであつた。<sup>\*\*</sup>併し此法案も亦議會を通過して、一九一八年七月二十六日の法律となつた。

郵便電信税の容體となるものは、云ふ迄もなく手紙、端書、價格表記の手紙、郵便委任狀、小包、電信、氣送書信、氣送端書等である、印刷物、商業用書類、商品見本、郵便爲替、新聞の送は之を免税とする。

税率は左の如くである。

\*) Finanzarchiv XXXIII Jg. Van der Borcht: Die deutschen Kriegssteuergesetze von 1916 S. 287-288.

\*\*) Finanzarchiv XXXVI Jg. Van der Borcht: die deutschen Kriegssteuergesetze von 1918. S. 287 ff

客體 課税標準		郵便電信料金に附加する税額 (單位プフエニヒ)	
		一九一八年法	一九二六年法
一	書信 近距離 二十五以下 郵便 二十五以上百五十五以下 其他	二、五 二、五 一、〇	五、〇 五、〇 五、〇
二	端書 近距離郵便 其他	二、五 二、五 二、五	五、〇 五、〇 五、〇
三	印刷物 五十瓦以下 五十瓦以上百瓦以下 百瓦以上	一、〇 一、〇 一、〇	一、〇 一、〇 一、〇
四	營業用書類	一、〇	一、〇
五	商品見本(百瓦以上)	一、〇	一、〇
六	混 淆 郵 送	一、〇	一、〇
七	小包 重量五基瓦以下 重量五基瓦以上 距離七十五基米以下 距離七十五基米以上	一、〇 一、〇 一、〇 一、〇	一、〇 一、〇 一、〇 一、〇
八	價格表記書信 距離七十五基米以下 距離七十五基米以上	一、〇 一、〇	一、〇 一、〇
九	郵便委任狀 百瓦以下 百瓦以上	一、〇 一、〇	一、〇 一、〇
一〇	郵便爲替	一、〇	一、〇
一一	電信 一語に對する附加税額 一電信に對する最低税額	一、〇 一、〇	一、〇 一、〇
一二	氣送書信及端書	一、〇	一、〇
一三	電話、話料 基本料金に對し	一、〇	一、〇
一四	電話參加者の通話(通話料に對し)	一、〇	一、〇
一五	長距離電話料	一、〇	一、〇

郵便電信料税は巴威爾ヅニルテンベルグ等の郵便にも之を課することゝなるから、此兩聯邦は税に該當するものを帝國々庫に拂はねばならぬ。

郵便電信料税は戰時の一時的課税とした、故に戦後に於ては之を廢せねばならぬ、現に法律は平和條約締結後遅くとも二年内に之を廢することになつて居る、但し議會が之を欲せないときは此限でない(四條)。郵便電信非常税は之を廢するにせば、戦前の料金でやつて行くことになるが、

それでは損失を償ふことが出来ぬ、そこで戦後に於て郵便電信の料金引上となつて現はれ來たのである、それが即ち一九一九年九月八日の法律の定むる所である。

今戦前、戦時、戦後に於ける郵便電信電話の収入を比較すると左の如くである。(千麻單位)

	剩餘	不足	臨時稅	戰時物價騰貴に 因る經費の増加	差引過不足合計 (×) 不足
一九一三	6,700	—	—	—	—
一九一四	—	44,000	—	—	—
一九一五	—	48,000	—	—	—
一九一六	—	48,000	44,000	—	—
一九一七	—	104,000	34,100	124,000	×
一九一八	—	234,000	204,000	460,000	×
一九一九	—	—	304,100	410,000	×

右の表に依て之を觀れば、郵便電信電話の収入は不足を告ぐることを逐て次第に多くなつた、其原因の主なるものは戦時に於ける物價騰貴に因る經費の増加である、戦時に於ける物價騰貴に因る經費の増加の中には、郵便電信電話用材料の價格騰貴も存するが、勞働時間の短縮勞賃の増加等が其重なるものである、戦後諸材料の價格が低落することはあらうけれども、勞賃の減少は容易に望むことが出来ぬ、是が故に郵便電信電話の収入をして不足なからしめやうとせば、一方に於ては經費を減すると同時に、他方に於ては料金を高めねばならぬ。所が經費の減少は、

郵便物分類等を簡便にし、小包取扱の最高限を下して勞費を省くことに依て多少之を期すること  
 が出来るけれども、そは差して大なる額をなすものではない、そこで問題は料金の引上げに集て  
 來ねばならぬ。

今新しく引上げられた料金と舊料金を比較するときは左の如くである、(舊料金中には注文  
 料金 Bestgeld を合算す、新料金には此區別を廢す)

郵便の種類		舊料金	一九一八年 法の税額	新料金
一 書	遠距 (二十瓦以下)	二文	三文	二文
	離 (二十瓦乃至二百五十瓦)	二文	三文	三〇
	近距 (二十瓦以下)	一〇	一〇	一五
二 信	離 (二十瓦乃至二百五十瓦)	一五	一〇	二〇九
	近距 (二十瓦以下)	一〇	一〇	一五
三 端	遠距離端書	一〇	一〇	一五
四 近距離端書	近距離端書	一〇	一〇	一五
三 印刷物	五十瓦以下	五	五	五
	五十瓦乃至百瓦	五	五	一〇
四 營業用書類	百瓦乃至二百五十瓦	一五	一五	一〇
	二百五十瓦乃至五百瓦	二五	二五	二〇
	五百瓦乃至千瓦	三〇	三〇	三〇
	千瓦乃至二千瓦	三〇	三〇	三〇
同	二百五十瓦以下	一五	一五	二〇
同	二百五十瓦乃至五百瓦	二五	二五	三〇
同	五百瓦乃至千瓦	三〇	三〇	三〇

  

郵便の種類		舊料金	一九一八年 法の税額	新料金
郵便爲替	五百麻乃至六百麻	七〇	一〇〇	一〇〇
	六百麻乃至八百麻	八〇	一〇〇	一〇〇
同	八百麻乃至千麻 (なし)	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	價格表記郵便	一〇〇	一〇〇	一〇〇
(a) 郵送料	近距離七十五基米以下	一〇	一〇	一〇
	遠距離七十五基米以上	一〇	一〇	一〇
(b) 保險料	二百麻毎に	五	五	五
	三百麻毎に	五	五	五
小包	近距離	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	遠距離	一〇〇	一〇〇	一〇〇
小包	五基瓦以下	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	五基瓦乃至十基瓦	一〇〇	一〇〇	一〇〇
小包	十基瓦乃至十五基瓦	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	十五基瓦乃至二十基瓦	一〇〇	一〇〇	一〇〇

五	商品見本 百瓦以下	100	10	100	10	100	10	100	10
同	百瓦乃至二百五十瓦	150	10	150	10	150	10	150	10
同	二百五十瓦乃至五百瓦	200	10	200	10	200	10	200	10
同	混淆郵便送物 二百五十瓦以下	150	10	150	10	150	10	150	10
同	二百五十瓦乃至五百瓦	200	10	200	10	200	10	200	10
同	五百瓦乃至千瓦	250	10	250	10	250	10	250	10
七	急送書翰	300	10	300	10	300	10	300	10
同	急送端書	300	10	300	10	300	10	300	10
八	郵便爲替	500	10	500	10	500	10	500	10
同	五麻以下	100	10	100	10	100	10	100	10
同	五麻乃至百麻	150	10	150	10	150	10	150	10
同	百麻乃至二百麻	200	10	200	10	200	10	200	10
同	二百麻乃至三百五十麻	250	10	250	10	250	10	250	10
同	三百五十麻乃至四百麻	300	10	300	10	300	10	300	10
同	四百麻乃至五百麻	350	10	350	10	350	10	350	10

電話料は臨時税が廢せらるゝと共に戦前の料金の二倍となつた。

以上述ぶる所に依て之を觀れば、郵便電信電話料は大體舊料金に戦時の郵便電信料を加へたるものと同じ様になつてゐる。果して然らば戦時の郵便電信税は戦後にも繼續して居ると見ても差支ない、之を料金と云ひ、之を租税といふ、名稱の争に過ぎぬ。

### 六、結 論

以上論ずる所に依て之を觀れば、戦時戦後に於て獨逸の流通税は大に進歩した、而して其進歩は三の方向に表はれた、其一は印紙税といふ名稱の税から分岐して種々の獨立せる税が並立するや

うになつたことである、其二は總ての取引行為を捕へて遺漏のないやうに進で來たことである、其  
三は税率が漸次高くなつて來て富者階級を重く税するといふ趣旨が次第／＼に現はれて來たこと  
である。第一の進歩の傾向は殆ど贅する必要がない、第二第三の進歩の傾向は茲に一言を費すの  
必要がある。

一體流通税といふは財の移轉を捕へて税するものである、獨逸の流通税は戦後に至てあらゆる  
財の移轉を捕へて漏らすことがないやうになつた、土地獲得税に依て不動産の移轉を税し、印紙税  
に依て、有價證券の發行と壹買取引とを税し、更に貨幣の取引を税し、保險契約を税し、尙進ん  
では取引所に於ける商品の取引迄をも税し、取引税に依て、一般の商品を税し、奢侈品を税し、  
廣告寄託動物の賃貸迄を税し、貨客運送税并に印紙税の荷物證券税に依て運送を税してゐる、是  
れ余が流通税が殆どすべての財の移轉を捕へてゐるといふ所以である。

流通税は、所得税、財産税、収益税等を補ふ税であるから、本來の性質よりいへば餘り税率を  
高くすべきものでない、餘り税率を高くすれば、流通税よりも他の税の性質を帯ぶるに至るから  
である。然るに獨逸の流通税は漸次税率を高くするに至つた、奢侈品の取引税が一割五分、特殊  
給付税が一割、土地獲得税が百分の六、貨幣取引税の最高率が百分六、重役報酬税が二割の如き  
は、其著しきものである。而して此の如き税率の高くなれるもの程、又流通税の區域より脱して他  
の税の區域に入らんとする勢を示してゐるのである、奢侈税、貨幣取引税、重役報酬税の如き、  
其著しきものである、獨逸の流通税は、戦前に於て間接税の名に隠れて直接税を課する道具に使  
はれてゐたが、戦時戦後に至て愈々其色彩を濃厚にするやうになつたと謂はねばならぬ。